

# 市民活動補償制度

令和3年4月1日～令和4年3月31日



お問い合わせ

荒尾市役所 ぐらしいきいき課 地域協働係 ☎0968-57-7163

荒尾市内に拠点を置く市民活動団体が、安心して活動を行えるよう、活動中に事故が起きた場合、この『市民活動補償制度』をもって救済するものです。  
保険料は市が全額負担し、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

## 対 象 者

5名以上の市民等により自主的に構成された、市内に活動の拠点を置く、営利を目的としない市民団体 ※規約等を定めている団体が対象となります。  
(地区協議会、元気づくり委員会、ボランティア団体、まちづくり団体、自治会、地区公民館など)



## 対 象 と な る 活 動

市民団体が、本来の職場を離れて自由意思の下に行う継続的又は計画的な公益性のある活動が対象です。  
ただし、政治、宗教、又は営利を目的とする活動を除きます。

(例)・道路や公園などの清掃活動 ・高齢者などの支援活動 ・防犯活動  
・祭りなどの地域おこしイベント ・スポーツレクリエーション

※継続性や計画性を確認するため、総会資料や回覧文などの書類の提出が必要です。

※条件付きですが、刈払機やチェーンソーを使用する活動、熱中症や食中毒、往復途上に発生した事故(自動車やバイクの運転中に生じた事故は除く。)も対象になります。

※具体的な適用については、個別にご相談ください。

(注意!)刈払機の回転する刈刃が石などの異物に接触すると、接触した異物の破片が飛散し、作業員や周りの人に当たってケガをさせたり、物に当たって破損させたりすることがあります。刈払機を使用する時は、十分に注意して下さい。

## 対 象 と な ら な い 主 な 活 動

- ◆危険度が高い祭礼
- ◆職務として報酬を得て従事している活動
- ◆園児、児童、生徒等を対象とした学校管理下での活動
- ◆山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- ◆銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ◆森林ボランティア活動で野焼き、山焼き等を行うもの
- ◆市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険で保険金が支払われる活動

## 対 象 と な ら な い 主 な 補 償

- ◆賠償補償
  - ・補償対象者の故意によって生じた賠償責任
  - ・補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
  - ・戦争、暴動、労働争議などによって生じた賠償責任
  - ・地震、洪水、津波などの天災によって生じた賠償責任
- ◆傷害補償
  - ・補償対象者の故意又は重大な過失によって生じた損害
  - ・戦争、暴動、労働争議などによって生じた損害
  - ・地震、洪水、津波などの天災によって生じた損害



※この他、市民活動中の事故が原因であることが確認できない場合は、補償金をお支払いできません。

補 償 内 容
---------

◆賠償補償:市民活動中に、他人をケガさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合に、補償します。

補償金の種類	補償金支払限度額	
身体賠償	1名当たり限度額 1事故当たり限度額 (食中毒事故の場合のみ保険契約期間中)	1,000万円限度 2,000万円限度 2,000万円限度
財物賠償	1事故当たり限度額 (食中毒事故の場合のみ保険契約期間中)	100万円限度 100万円限度
受託物賠償	1事故当たり限度額 (保険契約期間中限度額)	200万円限度 200万円限度

◆傷害補償:市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した場合で、以下の支給事由に該当する場合に、補償します。

補償金の種類	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	300万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合(その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	後遺障害の程度により、死亡補償金の3~100%
入院補償金 (手術補償金)	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。)	入院1日につき 3,000円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。)	通院1日につき 2,000円

## 事故が発生した場合の手続き

事故が発生した場合、主催団体の代表者等が、事故発生日から30日以内に、下記の書類を提出してください。

- 荒尾市市民活動補償制度事故発生報告書
- 団体等の規約など、団体の内容が分かる資料
- 市民活動のチラシ、総会資料、回覧など、活動の内容が分かる資料

※「事故発生報告書」の用紙は、くらしいき課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

※報告書には、事故発生日時、場所、事故の状況等を記入し、規約などを添付してください。

《提出先》

荒尾市役所 くらしいき課 地域協働係 TEL0968-57-7163

## 事故発生から補償金支払いまでの流れ

